

略式代執行により危険空家の除却を実施します

～安全でうるおいのある住環境の整備に向けて～

市内2例目

令和2年12月8日
京丹後市役所

京丹後市では、所有者が不存在である空家1カ所について、倒壊等により前面道路の通行者等に危害を与える危険性が高まっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、略式代執行により除却を実施することとしましたのでお知らせします。

1 空家等の概要

- (1) 所在地 京丹後市峰山町久次小字下垣447番地
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造板葺2階建
- (4) 規模 76.36平方メートル（登記記録に記録されている面積）
- (5) 所有者 なし

2 略式代執行の実施について

- (1) 着手日時 令和2年12月15日（火） 午前10時～
※天候状況により変更する場合があります。
- (2) 場 所 京丹後市峰山町久次小字下垣447番地 ※別添地図参照
- (3) 実施内容
・執行宣言
・空家の除却工事（工期1月末ごろまで）
※天候状況により作業内容を変更する可能性があります。
- (4) 実施理由 空家等の腐朽が進行し、前面壁が崩壊し一部部材が前面道路に飛散するなど、倒壊により道路通行者等に影響を及ぼす恐れがあり、通行人等の安全を確保する必要があるため。
- (5) 経 過
令和2年1月から所有者死亡により空家となる。
令和2年7月の降雨後、腐朽が進行し壁の一部が道路側へ倒壊し、全体的に倒壊の危険性が増大。
令和2年8月に特定空家等として判断。
令和2年10月19日から11月12日までの間、公告を行ったものの除却されず。

■お問い合わせ先

京丹後市建設部都市計画・建築住宅課
(TEL0772-69-0530 FAX0772-72-5421)

位置図



写真



○空家等の対策の推進に関する特別措置法

(定義)

第2条第2項 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(特定空家等に対する措置)

第14条第10項 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。